

鹿屋市地方公共交通特別対策事業運行費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市地方公共交通特別対策事業運行費補助金交付要綱（平成19年鹿屋市告示第38号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「印」を削る。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。